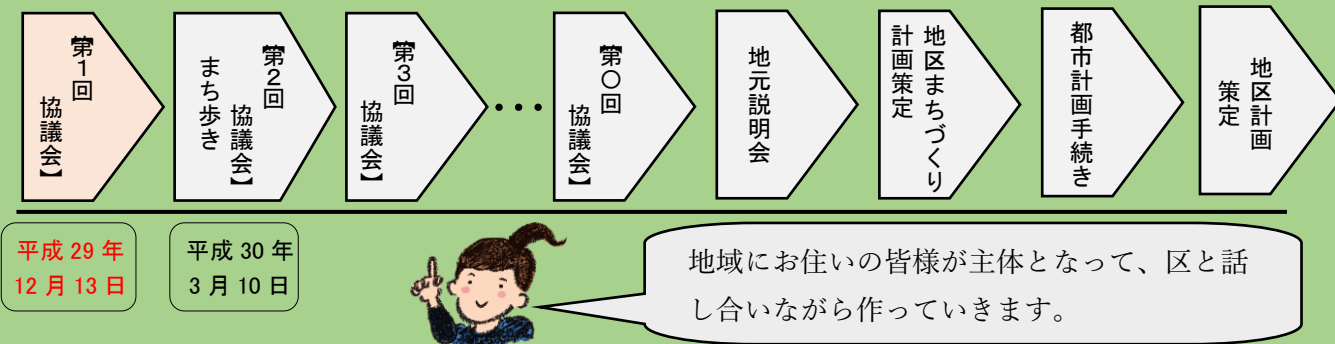


>> 地区計画の策定までの流れ <<

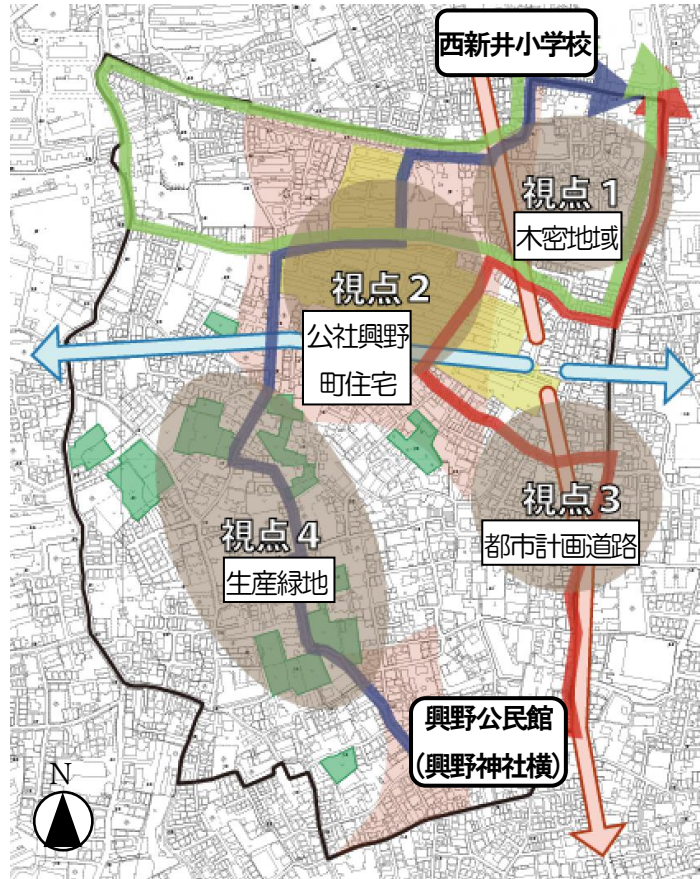
目指すべき将来像を皆様と作っていくため、地区まちづくり計画、地区計画の検討を行います。



>> 「まち歩き」・「意見交換会」を開催！ <<

● 平成 30 年 3 月 10 日（土）（午後 1 時半～4 時半）

※まち歩きで歩くルートの詳細につきましては現在調整中です。



各ルートにおける注目する視点

赤ルート…都市計画道路・木密地域

青ルート…生産緑地

緑ルート…公社興野町住宅

まち歩きは3班に分かれて行い、みなさんがお住まいのまちを、いつもとは違う視点で歩いていただきます。

まち歩きをした後は、西新井小学校でまちの「良いところ」や「改善すべきところ」等について意見交換会を行います。

(雨天時は西新井小学校で意見交換会のみを開催します)

※「まち歩き」に参加をご希望の方は下記問い合わせ先へご連絡ください。

【ご意見・お問合せ先】

足立区 都市建設部 市街地整備室 まちづくり課 (担当)長澤・加藤・久保田
電 話:3880-5437(直通) E-mail:machi@city.adachi.tokyo.jp



「本ニュースで使用している地図は東京都縮尺 1/2,500 地形図(平成 27 年度版)を使用した物である。(29 都市基交著第 55 号)」

[illegible]

興野周辺地区

創刊号

まちづくりニュース 

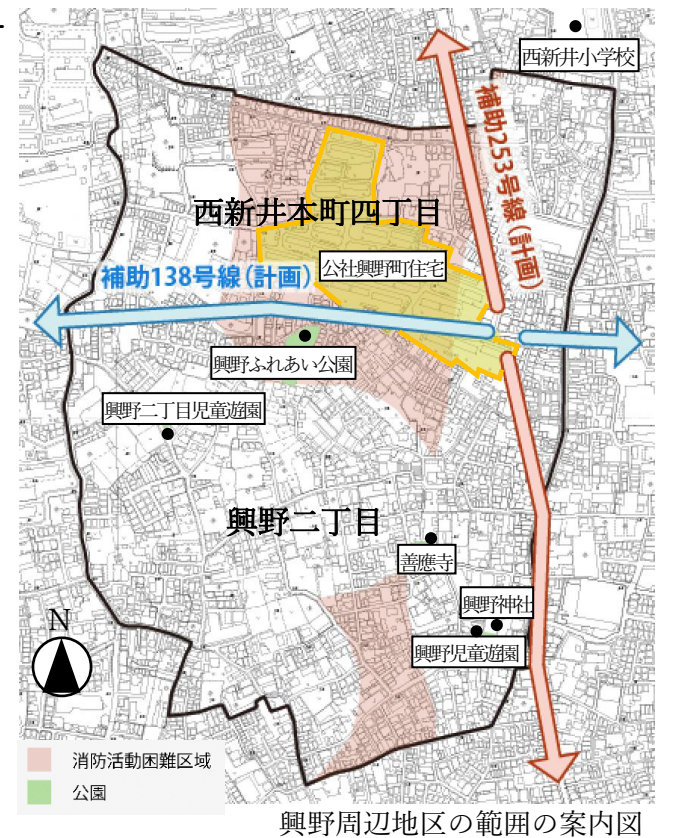
発行/興野周辺地区まちづくり協議会
編集/同協議会事務局
平成30年2月

興野周辺地区の
まちづくりが始まります

興野周辺地区では、公社興野町住宅の一部建替えを機に地区のより良いまちづくりを目指してまちづくり協議会が設立されました。

協議会では、迅速な災害時対応（消防活動等）をするための道路網の整備や、生産緑地の更新時期を見据えた、緑とゆとりある街並みの保全について検討してまいります。準備会（規約の承認や役員の選出）を経て、第1回協議会を12月 to 開催しました。

今後の検討状況等につきましては、まちづくりニュースを通じて、適宜地域の皆様にご報告してまいります。



準備会の内容

(平成29年10月16日実施)

- 協議会の設立について
- 規約案について
- 会長・副会長の選出について
- 今後の進め方について
- 興野町住宅の再編整備について

第1回協議会の内容

(平成29年12月13日実施)

- 前回(準備会)の振り返りについて
- 全体のスケジュール
- 地区を取り巻く現在の状況について
- まちづくりのステップについて
- 今後の予定について

>> 地区を取り巻く現在の状況 <<

● 生産緑地



地区内に23,264㎡
(サッカーコート約
3面分)もの生産緑地
があり、緑豊かな環境
が形成されています。

※生産緑地…行政から指定を受けた500㎡以上の農地

● 木造住宅密集地域(木密地域)



地区の東側では木造
の建物が多く、消防
活動困難区域の解消
など防災性の向上が
必要です。

※消防活動困難区域…幅員6m以上の道路から
140mより遠い領域

● 都市計画道路



地区内には南北方向
に補助253号線、東西
方向に補助138号線
の都市計画道路が計
画されています。

計画地の現況写真

● 興野町住宅



公社興野町住宅の一
部建替えエリアにお
いて、都市計画道路
が計画されていま
す。

>> 地区の課題・問題 <<

● 防災上安全な道路の整備

災害時の迅速な対応(消防活動等)をするため
の道路網(都市計画道路)の整備が課題となっ
ています。

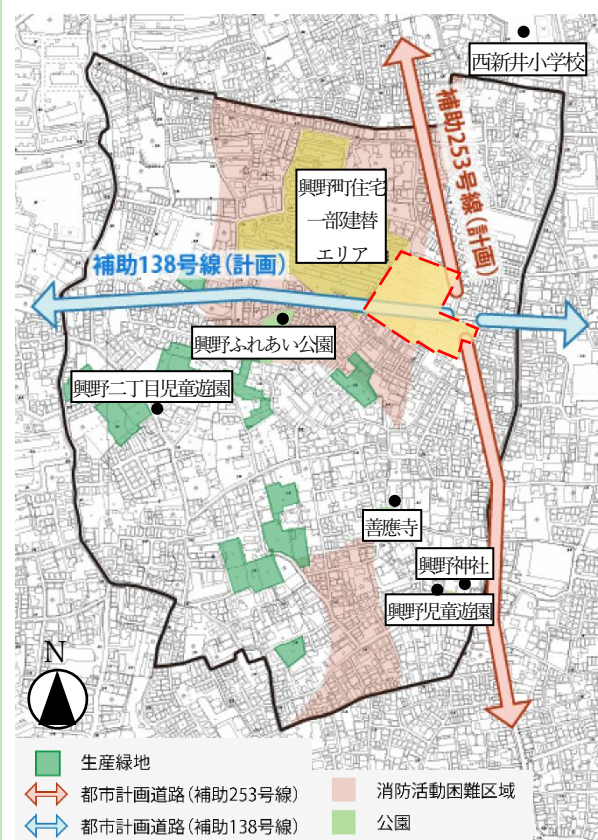
都市計画道路は、緊急車両の通行路や消防活動
等の救援・救助活動の空間や安全な避難路の確保
の他に、火が燃え広がらないようにするなどの役
割を担っています。

● 大規模敷地に適切なまちづくりを誘導

生産緑地法が施行されて、最初の指定から30
年が経過する2022年には、生産緑地としての
指定解除が可能になります。

指定解除後、無秩序に宅地化が進んだ場合、
住環境の悪化を招く恐れがあります。

住環境の悪化を防ぐルールを策定し、適切な
まちづくりの誘導を図ることが必要です。



>> まちづくり協議会の構成メンバー <<

● 会長・副会長

会 長：早川 元康 氏 (興野北町会)
副会長：生田 謹之助 氏 (東京都住宅供給公社興野町住宅自治会)
：中川 健治郎 氏 (興野町会)

● 協議会の構成団体

■興野北町会
■西新井15部町会
■東京都住宅供給公社興野町住宅自治会
■都営西新井本町四丁目アパート自治会
■興野町会
■扇一丁目協和会
■まちづくり推進委員
■地元商業代表(興野バス通り商店会)
■地元商業代表(興野銀座会)
■東京都住宅供給公社

【足立区役所の関係課】

□都市計画課 □住宅更新担当課
□住宅課 □まちづくり課
□西新井区民事務所 □興本区民事務所



第1回協議会の様子

>> 第1回協議会での意見・質問と回答の概要 <<

意見・質問	回 答
地区計画とは何ですか？	建築基準法で決められているルールに加え、各地区の課題や特徴に合わせた、地区独自の建物の建て方等のルールを新たに定めて、まちづくりを行っていく手法です。今回、興野周辺地区でも地区計画を検討します。
生産緑地の指定解除の条件などはあるのですか？	指定解除の条件としては以下の3点があります。 ①生産緑地として指定されてから30年の経過 ②農地使用者が病気などで農業に従事できない ③本人が死亡し、相続人が農業に従事しない
都市計画道路以外の道路網についての検討は考えていないのでしょうか？	都市計画道路を踏まえた上で、その他の道路網については皆様と考えていきたいと思っています。

※まちづくりに関するご質問等の中から一部抜粋したものを掲載しております。